

7 消安第4623号
令和7年11月5日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、農林水産大臣が貴委員会に意見を求めるに当たり、下記事項については、同項ただし書に規定する同法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8について、別紙の改正を行うこと



(別紙)

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第 2 の 8 の改正）

1 概要

- (1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第 3 条第 1 項では、農林水産大臣は、飼料又は飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）において定められている。
- (2) 成分規格等省令別表第 2 の 8 では、各飼料添加物の規格及び基準が定められており、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 号に規定する用途に該当する飼料添加物、同条第 2 号に規定する用途に該当する飼料添加物、同条第 3 号に規定する用途に該当する飼料添加物の順に各飼料添加物の規格及び基準が定められている。また、同条第 3 号に規定する用途に該当する飼料添加物については、性質が類似する抗生物質である飼料添加物及び合成抗菌剤である飼料添加物をそれぞれ一つの括りとした上で、抗生物質である飼料添加物、合成抗菌剤である飼料添加物の順に規定した後、それ以外の飼料添加物が規定されている。
- (3) 今般、規則第 1 条第 4 号として新たな飼料添加物の用途を創設し、現行の同条第 3 号に規定されている用途に指定されている一部の抗生物質及び合成抗菌剤を、新たな用途に対応するものとして同条第 4 号の用途に指定する予定である。これに伴い、成分規格等省令別表第 2 の 8 において、これらの一部の抗生物質及び合成抗菌剤である飼料添加物の規格及び基準を、規則第 1 条第 3 号に規定されている用途に指定されている飼料添加物の後に移動させることとし、さらに、抗生物質である飼料添加物、合成抗菌剤である飼料添加物の順に規定することとする。

2 今後の予定

食品安全委員会からの回答を受けた後、成分規格等省令の改正等必要な手続を進める。